

第1 事案の概要

本件は、第1審原告らが、自身又はその被相続人(被災者)が建築作業に従事した際、建築現場で使用された石綿含有建材から発生した石綿粉じん曝露に罹患して石綿関連疾患に罹患したとして、労働安全衛生法等で規制権限を有していた第1審被告国及び石綿含有建材を製造・販売した建材メーカーである第1審被告企業らに対し、国賠法又は共同不法行為に基づき、連帯して、被災者1名当たり損害賠償金3850万円(総額10億7800万円)及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

第2 当裁判所の判断の要旨

1 第1審被告国に対する請求について

(1) 第1審被告国は、遅くとも昭和50年初め頃までには、被災者らのような石綿粉じん曝露作業に従事する労働者やこれらの作業によって発生する石綿粉じん曝露に間接曝露する労働者が、建築作業現場における屋内作業において、石綿粉じん曝露作業に従事することにより、石綿関連疾患を発症する危険性があることを具体的に認識可能な状況に至っていたというべきである。

(2) 第1審被告国は、昭和50年10月1日時点において、労働安全衛生法(安衛法)に基づき、①使用者に対して労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付ける規制権限、②石綿含有建材への警告表示を義務付ける規制権限、③建設作業現場における警告表示(掲示)の内容として、石綿によって引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容、症状等の記載、防じんマスクを着用する必要が

ある旨の記載を義務付ける規制権限及び④使用者に石綿関連疾患等に関する特別教育の実施を義務付ける規制権限を行使すべきであったものであるから、これら規制権限の不行使について国賠法1条1項の違法性がある。違法性が認められる期間の終期は、防じんマスクを使用させることの義務付けについては平成7年3月31日であり、各警告表示及び特別教育の義務付けについては平成16年9月30日である。

(3) 安衛法の保護対象は、その立法経緯や文言に照らし、飽くまで「労働者」であって、いわゆる一人親方等はこれに該当しないものと解されるが、一人親方が安衛法の保護対象とならないことをもって、直ちに、国賠法上、第1審被告国による規制権限の不行使が一人親方との関係で違法性がないということはできず、第1審被告国が適切に規制権限を行使することにより、被害の発生を防ぐことができたと評価し得るのであれば、一人親方との関係でも国賠法上の違法性を認める余地がある。そして、①石綿粉じん曝露の危険性は、石綿粉じん曝露作業を伴う建築作業現場で働く労働者全体に生ずるものであること、②本件において第1審被告国が負う警告表示は、いずれも建築現場に持ち込まれた有害物を直ちに認識し、また、当該現場における危険性を認識し得ることで防じんマスクの着用等必要な対応をとることができるようさせるものであるし、また、特別教育は、これを行うことによって建築現場で石綿が飛散することによる危険性を認識することができるようにすることで、各警告表示と同様に必要な対応をとることができるようにさせるものであって、建築現場における作業環境等に関する規制であるといえ、これによって享受し得る利益は労働者と一人親方とで何ら変わるところはないこと及び③建築現場における作業実態としては、労働者と一人親方とで、単なる契

約形式の違いがあるのみで、同一場所で同一作業をしているだけであるにとどまらず、建築作業については、請負であったとしても上位の請負者から下位のものに対して指示命令が行われ、下位者にある一人親方がそうした指示とは別に何らかの独自の判断で作業を行い得るものではなく、労働者と同様にその指示命令系統に組み込まれて作業が行われることが当然に予定されていることなどの点に照らせば、第1審被告国が適切に上記規制権限を行使していれば、一人親方として石綿粉じん曝露作業を伴う建築現場での作業に従事した者についても、労働者の場合と同様に、石綿粉じん曝露による被害の発生を防ぐことができたといえる。これに加えて、石綿関連疾患の深刻さをも勘案すれば、第1審被告国が、一人親方として上記作業に従事した者に対し、規制権限不行使の違法を理由とする損害賠償責任を負わないと解するのは、正義公平の観点から妥当ではないというべきである。

してみると、上記安衛法に基づく規制権限の不行使が違法とされる場合における国賠法上の保護範囲は、一人親方として稼働した者をも含むものと解するのが相当である。

(4) 以上により、石綿肺に患したと認めるに足りない1名を除き、被災者27名について、第1審被告国は、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任があるものと認められるが、第1審被告国の責任は、第1次的に責任を負う事業者に対して、二次的、補充的なものと解されるから、その責任の範囲は全損害の3分の1とし、さらに、石綿粉じん曝露期間及び喫煙歴に基づく減額をして、第1審被告国に対し、被災者1名当たり458万3332円から916万6666円（総額約2億2282万円）の損害賠償を命じることとする。

2 第1審被告企業らについて

(1) 第1審被告企業らは、遅くとも昭和50年1月1日の時点で、石綿含有建材によって建築作業従事者が石綿関連疾患を発症する危険性について予見可能性があったというべきであり、同時点以降、第1審被告企業らは、石綿含有建材について、その切断等により生じる石綿粉じんにより、生命、身体に対する重大な危険性が生じることや防じんマスクを着用すべきこと等を明示する警告を表示する義務を負うと解するのが相当であって、こうした義務は、第1審被告企業らが、危険性を有する石綿含有建材を製造・販売する以上、石綿含有建材を使用する前の工程の者を除き建築物の新築工事に関与する全ての建築作業従事者に対して負担するものと認められる。もっとも、第1審被告企業らは、石綿含有建材を製造・販売する際に上記のような警告義務を負うものであって、改修や解体時には既に製造・販売に基づき義務を負う段階にはないから、改修や解体を行っていた者に対して警告義務を負うものではない。

(2) ただし、特定の第1審被告企業が第1審原告に対する共同不法行為者であるというためには、当該第1審被告企業の製造・販売した石綿含有建材が、第1審原告らの建築作業現場に到達したことが必要となる。

第1審原告らは、控訴審において、建材側の事情や被災者側の事情を総合的に考慮し、第1段階として、職種を基本として、被災者ごとに粉じんに曝露したことにより石綿関連疾患発症に与えた影響が大きい建材種類を選んだ上で、第2段階として、それら建材種類の製造・販売企業の中で、マーケットシェアに基づき、当該被災者が従事した現場でその製品が用いられた可能性が高い企業を選ぶという方法により、共同不法行為者を特定しているところ、こうした方法は、被災者らが石綿粉じん曝露作業を伴う建築現場で作業したことによ

り石綿関連疾患に罹患したことが明らかであるにもかかわらず、被災者側で具体的な立証を行うことが困難で、他に適切な立証方法もないという状況の下では、共同不法行為者の特定方法として、基本的に許容できるものというべきである。ただし、マーケットシェアとは特定の市場において当該商品が占める割合であって、当該商品が現場に到達する蓋然性そのものではないから、本件の立証に用いるマーケットシェアは、第1審原告らの主張する10%ではなく、概ね20%を超えるものであることが必要であると解するのが相当である。

(3) 被災者は、様々な石綿含有建材を取り扱う多数の建築現場において、長期間にわたり繰り返し石綿粉じん曝露することによって石綿関連疾患に罹患しているところ、多数回の曝露が累積することによって初めて発症するという石綿関連疾患の一般的な性質を踏まえると、本件については、民法719条1項後段の類推適用による共同不法行為の成立を認めるのが相当である。そして、被告とされていない企業の中に石綿関連疾患の発症に原因を与えた企業が存在する可能性は、損害発生に対する寄与の問題として考慮されることはともかく、被告となった企業の不法行為責任自体を免れさせるものではないというべきである。

(4) 各第1審原告(被災者)との関係で共同不法行為者とされる第1審被告企業の責任を検討するに当たっては、結果発生に対して与えた寄与の程度を検討することが必要となる。①本件の立証方法による共同不法行為者の特定が他の共同不法行為者の存在を完全に排斥し得るものではないことのほか、②被災者が、第1審被告企業らに警告表示義務違反が認められる期間以前に石綿粉じん曝露していたのであれば、当該被災者の石綿関連疾患の原因として特定された建材を製造した第1審被告企業の石綿関連疾患発症に対する寄与

の程度は、相対的に減少すると解すべきこと及び③石綿関連疾患は、石綿粉じん曝露に一定期間累積的に曝露することにより発症するものであるから、第1審被告企業の責任期間における各被災者の石綿粉じん曝露期間と当該被災者の石綿関連疾患の原因として特定された建材を製造した期間とが重なり合う期間が短い場合には、その建材を製造した第1審被告企業の石綿関連疾患発症に対する寄与の程度は、当該被災者との関係で相対的に減少すると解すべきことをそれぞれ考慮し、それぞれの要素に応じて、一定の減額を行う必要がある。

(5) 以上により、石綿肺に罹患したと認めるに足りない1名、共同不法行為者となる企業が明らかとなるに至らない1名を除いた被災者26名について、組合せは一律ではないが、合計4社に民法719条1項後段の類推適用による共同不法行為責任があるものと認め、上記(4)及び喫煙歴による減額を行った上、被災者1名当たり、288万7500円から916万6664円(総額約1億2533万円)の損害賠償を命じることとする

以上